

### 3 その他の取組の実施状況

家畜伝染病発生時に都道府県において円滑に初動防疫対応が実施できるよう、前述のとおり、令和3年10月1日に一部変更された防疫指針では、都道府県は、i) 都道府県内の最大規模の農場における発生を想定した動員計画を事前に策定し、農林水産省に報告すること、ii) 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、自衛隊を含めた関係機関への派遣要請について、事前に農林水産省と協議・調整すること等が規定された。

農林水産省は、この変更に当たり、都道府県に対し、「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第2報）」（令和3年9月2日付け3消安第3079号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を发出し、当該動員計画を令和3年10月1日までに提出することを求めているが、4年2月2日現在、一部の都道府県では提出されていない（表3-①）。

また、農林水産省が提出を受けた動員計画をみると、その多くは防疫指針に規定された24時間以内に殺処分を完了する目安を上回る飼養規模であるため、単純な比較は困難であるものの、中には、i) 都道府県職員のみを想定しているもの、ii) 自衛隊の派遣要請を想定せざるを得ない規模であるものの、都道府県内の動員のみによる対応を想定しているもの等があり、これらにおいては殺処分の完了までに長期を要する見込みとなっているものがみられ、迅速な防疫措置を行い得ない状況となっている（注）（表3-②）。

このような状況に関し、前述のとおり、防疫指針では関係機関への派遣要請について農林水産省と都道府県との間で協議・調整を行うこととされているが、提出を受けた動員計画について、農林水産省から都道府県に対する指導等は行われていない。

（注）今回調査した発生事例における殺処分完了までの日数は、豚熱については令和3年4月に栃木県那須塩原市の農場で発生した事例における22日間で、高病原性鳥インフルエンザについては3年2月に千葉県多古町の農場で発生した事例における16日間で、それぞれ最長であった。

表3-① 調査対象都道府県における農林水産省への動員計画の提出状況

区分	都道府県数	
	豚熱	高病原性鳥インフルエンザ
提出している	41 (91.1%)	45 (100%)
提出していない	4 ( 8.9%)	0 ( 0%)
計	45 ( 100%)	45 (100%)

（注）1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、構成比を示す。

表 3-② 調査対象都道府県が策定した動員計画の概要

①豚熱

飼養規模	都道府県数	動員元				殺処分完了までの日数 (単位：日)
		都道府県 (家畜衛生担当部 局以外)	市町村、 関係団体 等	農林水産 省、他都 道府県	自衛隊	
5,000 頭未満	8	7	7	4	1	2～ 9
5,000 頭以上 10,000 頭未満	9	9	7	5	4	2～10
10,000 頭以上	24	24	24	22	18	4～68
計	41	40	38	31	23	

②高病原性鳥インフルエンザ

飼養規模	都道府県数	動員元				殺処分完了までの日数 (単位：日)
		都道府県 (家畜衛生担当部 局以外)	市町村、 関係団体 等	農林水産 省、他都 道府県	自衛隊	
50 万羽未満	23	23	19	9	14	2～ 8
50 万羽以上 100 万羽未満	10	10	10	6	9	6～20
100 万羽以上	12	11	9	9	10	6～33
計	45	44	38	24	33	

- (注) 1 都道府県が農林水産省に提出した動員計画に基づき、当省が作成した。  
 2 「動員元」は、殺処分作業への各機関の動員を想定している都道府県数を集計しているが、殺処分以外の作業への動員を含む場合がある。また、動員人数の機関別内訳が示されていないなど、動員元が不明なものがあり、これについては集計に含めていない。